

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月6日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

専決第10号

松山市中野町内において発生した交通事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年5月2日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方



2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 平成29年2月15日午後4時20分ごろ、松山市中野町甲146番地1（愛媛県森林組合連合会中野町事業所所在地）地先において、前方から相手方の大型車が右折してきたため、市所有の車両を停車し、待機していた際に、相手方車両が衝突してきたため、双方の車両に損害が生じた。

このため、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項の規定に基づき、相手方車両の修理損害額の2割を市が相手方に支払う。

- (2) 相手方は、今後いかなる事情が発生しても、その余の請求を行わない。
(3) 損害賠償の額 36,050円

